

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成27年6月8日（月）17:40～18:19
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

- |    |       |  |
|----|-------|--|
| 座長 | 八田 達夫 | アジア成長研究所所長<br>大阪大学社会経済研究所招聘教授            |
| 委員 | 原 英史  | 株式会社政策工房代表取締役社長                          |
| 委員 | 本間 正義 | 東京大学大学院農学生命科学研究科教授                       |
| 委員 | 八代 尚宏 | 国際基督教大学教養学部客員教授<br>昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授 |

#### <関係省庁>

- |       |                   |
|-------|-------------------|
| 松本 大樹 | 国土交通省航空局安全部安全企画課長 |
|-------|-------------------|

#### <事務局>

- |        |               |
|--------|---------------|
| 富屋 誠一郎 | 内閣府地方創生推進室長代理 |
| 宇野 善昌  | 内閣府地方創生推進室参事官 |
| 富田 育稔  | 内閣府地方創生推進室参事官 |

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 自動飛行（航空法関係）
- 3 閉会

---

○宇野参事官 それでは、少し時間が押ししてしまいましたが、国家戦略特区ワーキンググループのヒアリングを開催したいと思います。

まず、小型無人機に係る健全な利活用の実現ということでございまして、成長戦略のほうに書き込みたいと思っております。この件につきまして、私どものほうから案文を提示させていただいて、それに対して国交省から御意見をいただいているという状況でございます。

それでは、八田座長、よろしくお願いたします。

○八田座長 お忙しいところを、ありがとうございます。

それでは、修正提案の文について御説明をお願いします。

○松本課長 まず、小型無人機に係る環境の状況でございますけれども、前回ヒアリングで御説明したときと、かなり状況が変わっておりまして、その点について、まず、概略を御説明させていただければと思いますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

○八田座長 はい、どうぞ。

○松本課長 ニュース等でも出ておりますので、御承知かと思っておりますけれども、4月22日、官邸で、いわゆる小型無人機ドローンが発見されたという事案を受けて、政府全体として、この小型無人機のあり方についてきちんと議論しなければいけないではないかということで、関係省庁で連絡会議を4月24日に発足させまして、それから、私も国土交通省を含む関係省庁で、内閣官房の号令のもと、連休返上で検討をして、大きく二つ論点がございます。

一つは、警備の強化という話でございます。これは、官邸を始めとして、そういった施設の警備というのに強化を図っていく必要があるのではないかというような御議論がありまして、こちらのほうは、実は与党を中心に今検討されていると。議員立法という形で法にしていこうという動きがございます。

もう一つは、むしろ政府部内においての話なのですけれども、小型無人機、そもそも前回ここで御説明申し上げましたように、きちんとした体系的なルール、運航の安全を確保するためのルールというものがきちんと整備されていないのではないかと、これを早急に整備する必要があるのではないかというような御指摘をいただきました。このルールというものについて、きちんと決めていこうではないかということで、議論を関係省庁と続けまして、6月2日にまとめましたのが、お配りさせていただきました、「小型無人機に関する安全・安心な運航ルールの骨子の概要」でございます。こちらは全体で本体のほうは5ページ程度で、概要を1枚にしておりますけれども、もし、よろしければ本体のほうで、一部はしりながら御説明させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

○八田座長 どうぞ。

○松本課長 では、本体のルールの骨子のところでございます。「はじめに」のところは、私のほうが今申し上げましたような経緯でありますとか、そもそも小型無人機というものは、空の産業革命と言われていたような可能性を秘めた新しい技術であると。これをきちんと伸ばしていくと。バランスの取れた規制によって、これを健全な発展へ導いていくということが重要であるということを示しております。その上で、このような考え方に基づいて、安全・安心な運航の確保に向けたルール作りをしていくと。そのための指針というものが、この骨子でございます。これに基づいて、現在、私ども国土交通省を含む関係省庁が、それぞれの持ち場、持ち場でルールの具体化に向けて取り組んでいるところでございます。

では、概要を御説明いたします。基本的な考え方でございますけれども、こちらのほう、大きく三つ、1ページ目に○がございましてけれども、まず、一つ目は、小型無人機の安全

な運航を確保するというようなことをございますけれども、そのための運航の方法でありますとか、操縦者、あるいは機体といったものについて、さまざまな規制を考えていかなければいけないのではないかとことですけれども、ただ、そのときに、政策の目的と実現手段をきちんとバランスを取っておかなければいけない。過大規制のようなことは、現に抑制していかなければいけない。さらに、技術的な合理性をきちんと踏まえて、非合理的な規制でありますとか、あまりに過大なコストを運航者のほうに課するような、そういうことになってはならないということを戒めております。

二つ目の○でございますけれども、これは御案内のとおり、まだ発展途上の技術であり、また、これから色んなアイデアを民間の方が出して、さまざまな運航のパターンというのが出てくるだろうと思います。そういった場面に対応できるようなフレキシビリティというのを持たさなければいけないというのが2点目。

3点目、こういった実施ルールを策定するに当たって、もちろん、スピード感、何せ非常にスピードで普及しているわけでございますから、それも持たなければいけないのですけれども、また、1回ルールを決めたら、それは不磨の大典ということではなくて、逐次見直しを進めていかなければならないというようなことを書いております。

もう一つ、(2)でプライバシーへの配慮等と書いてありますが、こちらのほうはどちらかと言うと、無人機の運航ルールそのものではなくて、無人機の運航に伴って、さまざまな懸念が生じる。例えば、これがプライバシーの侵害になるような写真を撮るのに使われるのではないかとか、犯罪行為に使われるのではないかとか、そういった懸念がございますので、この懸念については、運航ルールの本体ということでは必ずしもなくて、むしろ刑法とか、そういう犯罪の取り締まりの体系もきちんと活用しながら整理して、利用環境を整えていくということなのだろうと。

その上で、今回、私どもとしては、国土交通省の担当の部分であり、最も急がなければならないものとして、2の(1)というのを掲げさせていただいております。2の部分は「小型無人機の安全な運航の確保に向けたルール」でございますけれども、その中で(1)緊急に導入すべきルール、(2)小型無人機の利用の促進と安全確保との両立に向けた制度設計という二つに大きく分けて書いております。(3)以下のところについては、それに併せて検討していくべき項目でございますけれども、まず、(1)のところでございますが、運航のルールを早急に決めなければいけないと。先だっのヒアリングでも御説明いたしましたけれども、我が国においては、実は必ずしもルールがないと。諸外国では規制がされているのに、私どものほうでは、必ずしも規制がないというようなことを申し上げて、ある意味自由ということなのですから、一方で、規制がないということが問題ではないかというような御指摘もあったかと思っております。そういったことも踏まえながらでございますけれども、関係の法令の遵守、これは当然のことなのですから、諸外国の色んな規制の実態であるとかも調べた上、早急に規制を導入していく。運航方法に関するルールというものを導入していくと。具体的には、そこで二つポイントを書いております

けれども、一つは、航空機とか、あるいは地上の人や家屋、こういったものへの危険というのを及ぼしてはならないと。これは、やはり大原則だろうと思います。その上で、そういったことをきちんと守っていく、安全な体制を執れるといった方々に対しては、その安全確保を前提として自由に飛ばしていく。例えば、人の多い、こういった人、家屋密集地などでは、基本的に、いわゆる善光寺、ドローン少年みたいな未熟な方には、飛ばしてもらったら、これは即、危険に及ぶ可能性があるのも、それはやってもらっては困るのですが、一方で、これを伸ばしていきたい、プロとして使っていきたいという方がいらっしゃいます。そういった方は、その使い方に応じた安全対策をきちんと取りますというふうなことをおっしゃってくださっています。そういう方には、きちんとそういう体制に応じて自由に飛ばしていただくと。街中みたいなところで危ないところではありますけれども、ちゃんとした体制で、ちゃんとやっていただく方には、そういった懸念がないわけですので、それは、そういった形でやっていただくというのが一つ目でございます。

二つ目なのですが、これは、飛ばし方の問題でして、諸外国でもそうなのですが、けれども、きちんと目で見える範囲で飛ばす。したがって、見えなければいけないので、夜間ではなく、昼間に飛ばすというのが原則だろうと思います。ただし、これもやはり同じで、夜間であってもきちんと飛ばすような体制を執ります。例えば、そういったドローンに見えるような形にして、監視員を置いてとか、そういったことをやった上で飛ばします、よって安全を確保されるのです、という方にはフレキシビリティを持って飛ばしていただくと。そういうことを、言ってみれば、原則厳しい規制で、不案内な方、アマチュアのような方には、ちゃんとルールを守っていただくと。それと合わせて、きちんと安全を確保していただく方には、そういった安全確保を前提として、可能な限りフレキシビリティを認めていくと。そういうような形のルールを今検討しております。これにつきましては、現在、法令化に向けた検討を国土交通省を中心にやっております、これは、官房長官のほうからも御発言があったところでございますが、今国会にも導入するというようなつもりで作業を急いでいるところでございます。

(2)の部分でございますが、これは、小型無人機の機体そのものの安全性でありますとか、操縦者の技量とか、それを確保するのにどうすればいいのか、こういったところにつきましては、きちんと関係者の御意見を聞いて、こういった形で進めていくのかについてのお考えをお聞きして、それを反映するような制度設計をきちんとやっていかなければいけない。そのためには、あまり拙速にやるのではなくて、しっかり話を聞くというような形で、2段階で進めさせていただきたいというのが二つ目でございます。

(3)でございますが、こちらのほうは事業を色んな形でやられる方がいらっしゃるわけですが、その業態、あるいは使っていく形態というのを十分考慮して、それで安全ルールというものを決めていくというようなことを書いております。それから、事故の場合の事故情報というのは、私どもにとっては貴重な情報でございますので、これをフィードバックして、規制の見直しに使わせていただきたいと思います。それから、関係者それぞれの

お立場で安全の確保というところについては、皆さん、やはり取り組んでいただかなければいけない部分がありますので、それはお願いします。

3. つきましては、4ページでございますけれども、健全な利活用に向けた環境の整備ということで、先ほど申し上げましたように、万一被害者が出た場合には、ちゃんと保険をかけて対応しましょうでありますとか、あるいはプライバシーについて、これは、総務省のほうで検討会を開かれていますので、この成果をうまく活用できたらと思っております。あと、当たり前のことですが、犯罪行為とかには厳正に対処するというようなこと。あと、所有権の問題の整理でありますとか、そういったことはルールと並行して関係省庁と連携して整理を進めていくと。

今後の進め方でございますけれども、先ほど申し上げましたように、最後の5ページ目の2行目になりますけれども、2. (1)の小型無人機の運航方法の規制につきましては、緊急の対応が求められるということから、今国会にも提出するように目指すということなので、今、私どもとしては、今国会に提出できるよう、最大限の努力をしているところでございます。

二つ目の○にございますように、無人機の機体でありますとか、あるいは操縦者の技量、使用する事業につきましては、これは関係者ときちんと調整を図った上で、フィージブルな制度というものを設計していきたいと。その上で、法整備ということも視野に入れてルールの取りまとめを進めていくと、2段階でやらせていただいている部分です。それから、民間の方々にも、色々呼びかけをして、安全面を中心に周知するとともに、それぞれのお立場で、できるところから自発的にやっていただくことも含めて、色んな取組をお願いしていきたいと思っております。

5. は、先ほど申し上げました議員立法の進め方のところでございます。

こういった考え方で、今、政府全体として無人機についてのルールを決めていこうということになっております。

その上で、修正案の御説明をさせていただきますけれども、まず、一つ目は、ちょっと文章が長いのですけれども、大きく前段と後段があるかと思っております。

前段の部分、すなわち災害の監視・物流等の多様な分野における新産業の創出や国民生活の利便や質の向上に資する小型無人機について、航空法改正等による運用ルールを整備し、健全な利活用の実現、ひいては我が国の成長戦略に資すると、ここまでが前段かと思っております。航空法の改正につきましては、これは今申し上げましたように、今国会にも法案を提出するというようなことで、運航ルールの部分について、早急に作業をしております。この作業につきましては、是非スピードをもってやらせていただきたいと思っております。

ただ、その一方で、国家戦略特区を含む、さまざまな場で、色んな関係者のお声があると思っております。これにつきましては、「その上で」と書いておりますけれども、国家戦略の区域会議でありますとか、それから、民間事業者からの声とか、これはきちんと聞いてま

いりたいと思います。

それで、第2段階の制度の部分もそうですけれども、運航ルールに関しても、さまざまな御要望、御提案があれば、それは真摯にお聞きして、制度の改正というものを不断に行っていくというようなつもりでございます。

あとは、後段のところでございますけれども、今後、国家戦略特区に係る区域会議において、随時追加的な規制、制度改革について、民間事業者等から意見聴取を行うとともに、特区制度を活用した新技術実証も生かしつつ、必要な規制・制度改革を不断かつ確実に進めるとさせていただければと思っております。

この意味するところでございますけれども、修正理由の第2段落のところに書いておりますけれども、申し上げましたとおり、不断の見直し、民間の方から声を聞くというようなことはきちんとやっていきたいと思っておりますけれども、原文を見ますと、特区制度を活用した新技術実証を速やかに行うための制度改革となっておりますけれども、私の理解するところでは、今般の航空法の改正もそうですし、今後やっていく不断の改正も、ゴールはやはり規制・制度改革を進めていくということなのだろうと思っております。決して特区を活用するということがゴールではなくて、特区を活用するというのは、そのための有力な手段の一つで、そういったものが活用できるのであれば、それはもちろん活用はしていくつもりでございますけれども、まず、ゴールとして何かということはきちんと明確に整理する必要があるかと思っております。

その上で、そのためのさまざまな手段として、民間の方からこういった区域会議というような場も使って意見を聞いていくし、また、特区制度を活用するということもやっていきたいと。そういったことで新技術が出ていくのであれば、それもまた、我々の規制に反映させて、きちんと合理的な制度にして、成長戦略にも寄与させていきたいと。そういった趣旨で修正をお願いさせていただいているところでございます。

以上です。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の方から御意見はありますでしょうか。

○八代委員 何か「速やかに」という言葉を排除する必要性はあるのですか。不断かつ速やかに確実に進めるとか、不断の代わりに速やかにでも、その理由はないわけですか。

○松本課長 「速やかに」を入れてもいいのですが、意味するところとしては、第1段目の前段の部分が、我々としては速やかにやるべきことで、2段目の文章は、むしろそれ以降、不断に行っていくというふうに、時系列的なイメージとしては、我々としてはそういう捉え方をしております。

○八代委員 ただ、上段で一般的なルールを速やかに決めるとともに、やはり特区制度を活用したのも同時にやったっていいわけですし、そういう意味では、後段も速やかにやる必要があると、これは特区制度についてということですか。

○松本課長 特区制度について、速やかに整備するということは特に異存はございません。

我々としては、今国会にも提出するようなスピード感を持って作業をさせていただいていく中で、仮にその中で特区のことも考えて、特区の改正も合わせてやれよということで、スピード感と一致しないということを懸念して、こういう御意見にさせていただいているまでのことで、特区について、速やかな検討を行うことについて異存があるわけではございません。

○八田座長 今の御趣旨は分かりました。目的が特区制度のためではなくて、特区はあくまで、その一つの道具なのだというのはその通りです。そうすると、原文で下から3行目ぐらいで、「必要な規制・制度改革を確実に実現していくこと」に続く「など」の代わりに、「の一環として特区制度を活用した新技術実証を速やかに行うための制度改革等に取り組む」としたらどうでしょうか。

○松本課長 まず、前提として、前段と後段を切るというところは是非お願いしたいと思います。スピード感を持って進める部分は前のほうで整理させていただきたいと思います。

それから、後段のところで、そうですね、「実現していく」と。

○八田座長 そうです。基本的な法律がまずあって、にもかかわらず、特定の規定に関しては、特区ではこういうふうな事象のために緩和するというような形になるのだと思います。

ですから、ほぼ同時並行的でもいいわけです。かなり速やかでいいのですが、ここの民間事業者等から意見聴取を行い、必要な規制・制度改革を確実に実現していくことの一環として特区を活用するというふうな形にすれば、整うのではないかと思います。2段階ということ認めた上で。

○松本課長 まず、前段と後段を切らせていただいて「資する」までが前段だと思っておりますが、その上で、国家戦略特区に係る区域会議において、随時、追加的な規制・制度改革について民間事業者等から意見聴取を行い、必要な規制・制度改革を確実に実施していくための一環としてという感じでしょうか。

要は、色んな御提案が区域会議などで上がってきて、それを受けて必要な規制・制度改革を確実に実現していく、これが、要は制度改革のゴールだと認識しているのですが、そのための一環として、特区制度を活用した新技術実証を速やかに行うための制度改革に取り組むというようなことでしょうか。

一つ質問させていただいてよろしいでしょうか。その場合、この新技術実証を速やかに行うための制度改革として、具体的にはどのようなイメージのものですか。

○八田座長 結局、この特区法では、本則を前提にした上で、特区においては実証のために、こういう緩和が行われると。そういうふうになるのではないかと思いますけれども。

○松本課長 航空法の世界の話のところで、今私が骨子の御説明をする中で申し上げましたけれども、今我々のほうで制度設計として考えておりますのは、安全の確保は前提である。その上で、さまざまな飛ばし方をしたいという方がいらっしゃって、ニーズがあって、そのニーズには安全を確保した上ならば応えていきますよというようなことを制度の中に

ビルトインするというようなことを考えております。

したがって、今の段階で、私どもこの制度について、こういうところがさらに制度改革があり得るかと言うと、なかなかイメージしづらいです。今想定できるものは、全てこの制度で、全部フレキシビリティとして与えるというイメージの部門ですから、ただ、やってみるとおそらく色んな細かい御指摘はあり得ると思います。

そういったものが、たった今想定はしてはいないものの、そういったさまざまな御提案が今後出てくるかもしれない。そういったものが、ここに入るということによろしいでしょうか。

○八田座長 今現実に随分多く提案があるのです。それを全部、全国ベースで取り入れてくださるなら、それはそれでいいと思います。だけれども、そうではなくて、基本的にはある部分は取り入れられるけれども、ある部分は特区でやったほうがいいのかというようなことがあれば、それは特区でやったほうがいいのかということだと思えます。

○松本課長 私どもとして、今の段階で、色んな御提案、ホームページなどでも拝見させていただいておりますけれども、出てきているような色んな実証実験のアイデアについては、これは、基本的に安全確保でやっていただくのであれば、やっていただけて結構だと思っております。

ただ、その上で、それでももちろん色んな改善というのは、今の段階では、予見はできませんけれども、あり得るということで、そういったものが今後こういったところで特区という形で入ってくることまでは、私どもは排除しないというふうに考えております。

そういうことによろしいでしょうか。

○原委員 第1段階のところ、どこまで十分な制度整備ができるのかというところが、まだ現段階で、私ども十分に理解し切れなわけですけれども、これまでの色んな国家戦略特区の技術実証特区の提案の中で出ているのを見ると、やはり、まだまだ使い方が十分にできていないような新しい使い方の御提案というのが、さまざまな形でなされていて、そこについては、少なくとも、これまで私どものほうで検討していた中では、こういうのは、むしろ最初からルールをがちっと決めてしまうというよりは、特区の中で実験的にルールを試しながらやっていくと。そういうやり方が馴染むのかなというように思われるものもいくつかあったものですから、もうそこは最初から全部決められますという御説明のわけですけれども、やり方によっては、ちょっと使いづらいルールになってしまう可能性もあり得るのかなと。

○八田座長 特定の空港を使うとかもありましたね。

○原委員 ええ。なのでこの段階で、まだそちらでの御検討もこれからの段階ですから、それが不十分になるでしょうと。こちらから言うような話ではないと思いますけれども、ただ、第1段階のところ、必ずしも十分に整理し切れな課題が残って、特区で実験的な制度の整備をやっていくということを早急にやっていかないといけない可能性もあるということを残した形にさせていただけるといいのかなというのが、多分、今両先生がおっし



やられたことなのかと。

○本間委員 今の関連なのですけれども、安全性の確保をどこまで担保するのか。こっちが決まってしまうと、例えば、林野で飛ばして、鳥獣被害や何かの実態を調べるというときに、林野にだって森に人が入っている、そこは1人でも入っていたら安全性が確保されていないというような判断がくだされると、ものすごく使いづらいものになるということがあるのですね。

ですから、安全性の確保ということは、そちらで議論を十分していただいて、しかし、特区ではここまでは認められるというような、そういう擦り合わせみたいなところをフレキシブルにお考えいただいたほうが、これ自体を進めるためにもいいのかなと思っていきますので、御検討をいただければと思います。

○松本課長 特区でさまざまなアイデアが試されるということについては認識しております。私ども、例えば、実証実験などの場合であって、なかなかまだ発展途上の技術であったとしても、そういったものを試すときに、私どもの立場からすると、そういうものを試す場においても、やはり、人を傷つけるとか、物を傷つけるということはあってはならないと思っています。

したがって、そういう未完成の技術を確認するのであれば、それが仮に、万一落ちたとか、何かあらぬ方向に行ったとか、そういうことになっても大丈夫な体制というのを執ってくださいということをお願いすると。おそらくそれは特区の枠組みでやっても、枠外でやったとしても、飛ばした結果、人を傷つける、物を傷つけることがあってはならないという結論については同じだろうと思います。

そういったところをきちんと守っていただく、これを全国でやっていただくというのが、私どもが今考えていることなのですけれども、もちろん、特区において、そういうことを色んなほかの規制も含めて実証するとき、フレキシブルにやりたいということであれば、我々は安全の確保を前提にきちんとやっていきたい。

それから、今本間先生のほうからお話がありましたが、1人でもいたらダメよと。そういうことを申し上げるつもりはなくて、ただ、その人の真上を飛んで、そこでぱたんと落ちるという事態は避けなければいけないので、きちんとした距離を取ると。それは守っていただきますよと。その上で、その場所を自由に使っていただくというような形で、安全かつフレキシブルな仕組みというのは実施できるかと思っています。

○本間委員 実証実験などでも、それを何月何日にやりますよという形で、立入禁止で排除するようなことの公示だとか、そういうものを徹底するというで済むのだと思います。

○松本課長 逆に言えば、そういうことを私どもとしては、きちんと確認させていただければ、それは安全だということになると思います。

○八田座長 まず、安全性を確保しなければいけないという大原則があって、それは当然法律でうたう。では、具体的にどういう手続をしたら、その大原則が満たされるのかとい

うのは、やはり、色々な形で通達とか告示とか、色々決まっていくのだと思います。

そういう意味で、そういうのがたくさん出てくるのでしょうかけれども、この特区においては、区域会議が、国も入った上で、色々決めることができますから、そういうところでは、先進的にまず、こういうことをやってみよう。今本間先生がおっしゃったような、例外的な時間を決めるとか、そういうようなこともあるでしょうし、そういうことと両立させていけるのではないかということなのです。

ですから、もちろん将来的には特区でやったことが、普通の一般的な告示だとか、通達になっていくのかもしれないけれども、特区でそういう先進的なことができることを最初から認めようではないかということが、元々の文章の意図だと思います。

○松本課長 私どもとしては、この前段の部分で言っている、さまざまな技術と先進的なものを検証することも含めて安全確保ができているのであれば、さまざまなフレキシビリティを認めて飛んでくださいという仕組みに作っていくつもりでございます。

ただ、そうは言っても、今後実際に運用していく際に、さまざまな要改善点みたいなものがあるかもしれないだろうと。そういった要改善点みたいなものを、こういった特区の区域会議のようなところで、民間の方からお聞かせいただいて、それについて、こういった運用を改善していこうかということはどうぞフィードバックをさせていただきたいと思います。

こういった区域会議でありますとか、特区というのも、そういったところのトリガーとか、そういった形で使わせていただくということであれば、制度全体の改善にもつながると思っております。

○八田座長 今提案されているものは、大体もうアクセプトできるのだというように受け取ったのですが、その場合と、それから、実際にはこれとこれとこれはいいけれども、これは全国としては難しいねという場合とで随分話が変わるのだと思います。私どもとして、そういう場合もあるのではないかと考えております。

○松本課長 色々見させていただいている中では、基本的には、お認めさせていただくことは可能だろうと思っております。

ただし、読んでいる限りでは、安全対策のところは十分なのかどうかというのが、必ずしも判断できないようなものもあって、仮に安全対策などいいではないか、やらせてくれよとなるとすれば、それは申し訳ないけれども、認めるわけにはいかない。それで、安全対策を我々とお話をさせていただいて、これは安全だねということをやっているのであれば、実施可能であると思っております。

○八田座長 それを区域会議でやることのほうが、全国一律のをやるよりもかなり迅速にできるのではないかと。そういうことですね。それから、フレキシビリティが増すのではないかと。ということですね。

○松本課長 区域会議というようなチャンネルで、そういったところだと、おそらく色々な関係者が集まって、濃密にそういった規制改革の議論をするような場でしょうから、

そういったところで、さまざまな貴重な情報を得られると思います。それを我々としては規制にフィードバックさせていくと。それで、貴重な情報をそういったところでいただくわけですから、それは全国で展開して、全国の規制の改革につなげていく、そういうアイデアもそういった場でいただけるのであれば、是非役立たせていただきたいと思います。

○原委員 第1段階のところで、どれぐらい現時点での課題が解決し切るのかどうか、そこがちょっと分からない中なので、だから、今御修正いただいたものだと、第1段階で基本は済んでいますというニュアンスがやや強く出過ぎているように思いますので、そのあたり、もう少し整理をできるといいのかと思います。

○松本課長 私どもとしては、そこまでのことをやるつもりだということなのですが。

○原委員 いやいや、もちろんやっていただきたいということは前提として。

○八代委員 文章はどうするのですか、後で。

○八田座長 これは、事務的に詰めたほうがいいかもしれないと思いますがけれども、基本的にはおっしゃるように、全てが特区でやることだけが目的だというふうには取ってほしくないとおっしゃるのはよく分かります。

しかし、やはり、不断の色々な改革をするための一環として特区を活用して制度改革を進めるなりするというのも我々の希望ですね。

では、このところは、事務的にまた文言を詰めていただけますかね。

○宇野参事官 はい。

○富屋室長代理 元々国土交通省の御説明のあった紙ですね、この4ページの3.の「(3)その他の論点」のところの二つ目の黒ボツに、特区制度を活用した新技術、これは検証という言葉になっていますが、速やかに行うための制度改正等を検討すると書いてありまして、要は、趣旨は新技術実証というのは今非常に話題になっています。これを早く進めなければいけないと。それは、制度改正が必要なのか、運用改善でいいのか、それはともかく、大きな新たな規制が入る中で、特区の話がそこでブレーキがかかるといけないねという気持ちでこういう文章を入れてあって、それが何とか通っているの、別に表現はそんなにこだわりませんけれども、新技術実証が速やかに行われるということの考え方自体にブレーキがかからないように考えていただきたいと思います。

この「速やかに」という表現をとっても、決定的ではないかもしれませんが、それが気にはなる、ここに書いてあるので。

○八田座長 それから、特区にも構造改革特区と国家戦略特区の2種類があります。そのうち構造改革特区には、区域会議という制度はありません。しかし、国家戦略特区では、区域会議が重要な役割を果たします。この会議でお役所と自治体と、その担当の区域会議の委員とが相談して、このところは、こういうふうにやりましょうということになっていくのだと思います。

元々私どもが出した文章の中に区域会議というのは入っているのですね。しかし、国土交通省の文章では、ただ特区と書いてあるから、これはどっちも取れるような感じですか

ね。

○松本課長 はい。あまり区別はしておりませんでした。構造改革特区を含めて、結果的に構造改革特区も特区制度になるかならないかは別にして、色々な提案が出てきて、それを我々にもぶつけられて、それを特区でやるのか、あるいは現行制度で対応可能なのか、全国でやるのかということについて検討していくということだと思いますので、そういったチャンネルで、実施後の航空法の新しい仕組みについてやっていくということを全く排除するつもりはございません。

○八田座長 そうすると、富屋代理の論点としては、「速やかに」ということが入っていることによって特区活用の支障になっては困るということですね。

○富屋室長代理 はい。制度改革を速やかにではないにせよ、実証を速やかにやっていかなければいけないという、その精神が完全に押さえ込まれないようにしてほしいと思います。

○八田座長 そのことですね、一番肝心なのは。そうしたら、宇野参事官、文言については、もう一度今の議論を反映して、ちょっと文案を作ってくださいでしょうか。

○宇野参事官 はい、分かりました。原委員の御意見などを踏まえると、今文章を二つに切っているあたりも少し議論になるのかなとは思いますが、前段と後段に完全に分けてしまった修正案になっているので、そこら辺もかちっと、そこで1回終わりという感じになっているところが議論になるのかなと聞いていて思いましたが、そういうようなところもあれですね。

○原委員 文章は御調整いただけたらと思いますけれども、とにかく特区を使ったところの後段のほうがちやんとスピーディーに進むということがきっちりすると思います。

○宇野参事官 分かりました。

○八田座長 では、どうもお忙しいところありがとうございました。